



全社協・地域福祉部 News File No.30

令和2年6月15日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- 塗り絵付きメッセージを送る「みんなの声・想いをつなぐ“つながりプロジェクト”」
(静岡県・西伊豆町社協)

制度・施策等の動向

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布(令和2年6月12日)
- 厚生労働省「居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しに関する省令」を公布(令和2年6月5日)
- 最高裁判所「後見制度支援信託等の利用状況等について(平成31年1月から令和元年12月)」の公表(令和2年6月9日)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して子どもの学習・生活支援事業を実施するためのガイドラインについて」の公表(令和2年6月11日)

全社協からのお知らせ

- 【再依頼】現況報告書に「地域における公益的な取組」の漏れのない記載をお願いします

情報提供・ご案内

- 公益財団法人糸賀一雄記念財団「第22回糸賀一雄記念賞」「第6回糸賀一雄記念未来賞」募集のご案内(締切:令和2年7月31日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

《配信元》

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL:03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

未来の豊かな“つながり”アクション

◎ 新型コロナウィルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。

塗り絵付きメッセージを送る「みんなの声・想いをつなぐ“つながりプロジェクト”」

(静岡県・西伊豆町社協)

西伊豆町社会福祉協議会では、「みんなの声・想いをつなぐ“つながりプロジェクト”」をスタートし、応援メッセージを集めています。

このプロジェクトは、新型コロナウィルス感染症の感染拡大にともない、さまざまな地域行事が自粛されていることをふまえ、応援メッセージを募り、人から人へ声や想いをつなぐことで、孤立防止や地域貢献活動の実施につなげることを目的にしています。同町在住または出身の子どもから大人まで誰でも参加可能です。メッセージを記入する用紙は、町の広報誌と一緒に各戸配布される他、町役場や出張所の窓口にも配置しています。メッセージ記入用紙にはキャラクターのあまびえっちょ(めがねっちょ×あまびえ)の塗り絵付きとなっており、社協宛に郵送してもらいます。メッセージのみの場合は、メールやFAX、Facebookからも送ることができます。

応援メッセージはコロナ対策の最前線で活躍している医療機関や介護事業所、休業しているお店や旅館、休校中の子どもたち、自粛を頑張っている自分自身など、自由です。送られた応援メッセージは、町社協、地域や関係機関に届けるとともに、社協だより、ホームページ、Facebookにも掲載しています。



<https://tunagari-action.jp/>

制度・施策等の動向

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布（令和2年6月12日）

令和2年6月12日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

今回の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等を図ることとされています。

社会福祉法の改正では、①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②社会福祉連携推進法人制度の創設の2つが主な内容です。

市町村の包括的な支援体制の構築の支援では、「地域福祉の推進に関する事項」として、以下の改正が行われます。

- 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと。（第4条第1項関係）
- 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないこと。（第6条第2項関係）
- 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないこと。（第6条第3項関係）
- 厚生労働大臣は、重層的支援体制整備事業をはじめとする施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとすること。（第106条の3第2項関係）

また、「重層的支援体制整備事業に関する事項」として、以下の改正が行われます。

- 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」という。）に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
 イ 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業
 ロ 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業
 ハ 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民

相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

ニ 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

ホ 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

ヘ 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

- 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めること。(第106条の5関係)
- 市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができる。(第106条の6関係)
- 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすること。(第106条の7関係)
- 国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付すること。(第106条の8及び第106条の9関係)
- 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合は、各法に基づく事業についての市町村の支弁に係る費用から重層的支援体制整備事業に要する費用を除くための必要な読み替えを行うこと。(第106条の11関係)
- 市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めること。(第107条第1項関係)
- 都道府県地域福祉支援計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項を定めるよう努めること。(第108条第1項関係)

社会福祉連携推進法人制度の創設に関しては、所轄庁の認定等の所要の改正が行われます。

全社協・地域福祉推進委員会では、今回の改正を踏まえた今後の社協事業の展開等について、「企画小委員会」を中心に検討を進めることとしています。

なお、今回の法律案の審議過程において、衆議院及び参議院厚生労働委員会でそれぞれ附帯決議がなされています(次頁参照)。

厚生労働省 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(令和2年3月6日提出)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/201.html>

衆議院 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou92F4AD19ABE878CD492585700023A033.htm

参議院 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f069_060401.pdf

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の附帯決議

全社協地域福祉部整理

衆議院厚生労働委員会(令和2年5月22日)9項目	参議院厚生労働委員会(令和2年6月4日)6項目
一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。	一 重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。
二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであるとの周知を徹底すること。	
三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。	
	二 認知症に対する概念の変化、政令で定める状態について広く周知し、「共生」と「予防」の概念を分かりやすく国民に説明すること。
	三 医療・介護のデータ基盤整備に關し、本法の施策によって解決・改善される問題・課題及びもたらされる具体的なメリットについて、費用対効果を含め、国民に分かりやすく提示するとともに、進捗管理を徹底すること。
四 介護保険法第五条第一項に規定する介護サービス提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講ずるに当たっては、介護人材の確保及び資質の向上の重要性に十分に留意すること。	四 介護・障害福祉サービスに従事する者、とりわけ国家試験に合格した介護福祉士の需要の充足状況及び賃金・待遇等の改善の状況を適切に把握するとともに、賃金・待遇、ハラスメント対策を含む雇用管理及び勤務環境の改善等の方策について検討し、待遇改善加算等が賃金・待遇等の改善に有効につながる施策を講ずる等、介護・障害福祉サービスに従事する者の確保・育成に向けて必要な措置を講ずること。
五 介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の賃金等の状況を把握するとともに、賃金、雇用管理及び勤務環境の改善等の介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の確保及び資質の向上のための方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。	

衆議院厚生労働委員会(令和2年5月22日)	参議院厚生労働委員会(令和2年6月4日)
<p>六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に關し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。</p>	<p>五 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。</p>
<p>七 今後、必要となる介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を更に充実させること。</p>	
<p>八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピン共和国との間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン共和国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始すること。</p>	
<p>九 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの維持・向上に資する存在として円滑に事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく周知すること。</p>	<p>六 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの推進に資する存在として事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく示すこと。また、社会福祉法人の合併及び事業譲渡の推進策について検討すること。</p>

厚生労働省「居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しに関する省令」を公布（令和2年6月5日）

令和2年6月5日、厚生労働省は居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しに関する省令（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号））を公布しました。

今回の改正では、平成30年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とする要件の経過措置を令和3年3月31日から令和9年3月31日に延長するとともに、中山間地域や離島等において主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能としています。

居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しのポイント

1 管理者要件

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

● 令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができるとしている。

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

- ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 等

● 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

2 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

（参考）平成30年度市区町村社会福祉協議会活動実態調査結果

「居宅介護支援」の社協の実施率 64.7%

WAMNET 介護保険最新情報 Vol.843

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/0608091949363/ksvol.843.pdf>

パブリックコメント 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集について
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190457&Mode=2>

最高裁判所「後見制度支援信託等の利用状況等について(平成31年1月から令和元年12月)」の公表(令和2年6月9日)

令和2年6月9日、最高裁判所は、平成31年1月から令和元年12月までの後見制度支援信託等の利用状況等を公表しました。

「後見制度支援信託等の利用実績」をみると、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に、「後見制度支援信託」(※1)が新たに利用された(後見人が代理して信託契約を締結した)成年被後見人及び未成年被後見人の数は1,771人、信託財産額は約665億5,700万円であり、信託財産額の平均は約3,758万円です。

平成31年1月から令和元年12月までの1年間に、「後見制度支援預貯金」(※2)が新たに利用された(後見人が代理して預貯金契約を締結した)成年被後見人及び未成年被後見人の数は1,332人、預入れ財産額は約375億2,700万円であり、預入れ財産額の平均は約2,817万円です。

平成24年2月から令和元年12月までの後見制度支援信託の累計利用者数は26,191人、後見制度支援預貯金の累計利用者数(ただし、平成30年1月以降)は1,867人であり、信託及び預入れ財産額の累計は約9,231億7,400万円です。

「後見制度支援信託等の利用者における事件類型」をみると、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に、後見制度支援信託等を利用した成年後見(禁治産を含む。)の利用者数は2,980人、未成年後見の利用者数は82人となっています。

「一時金交付の状況」をみると、後見制度支援信託等が利用された事案において、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に、家庭裁判所が後見人に対し、一時金の交付を受ける(金融機関から信託又は預入れ財産の一部について払戻しを受ける)ために必要な指示書を発行した合計件数は、711件(後見制度支援信託については627件、後見制度支援預貯金については84件)でした。

後見人が請求した一時金交付金の額については、「100万円以上500万円未満」が約66.5%と最も多くなっています。また、後見人が家庭裁判所に一時金の交付を求める報告書を提出してから、家庭裁判所が指示書を発行するまでに要した期間については、「即日又は翌日に発行されたもの」が約41.8%、「7日以内に発行されたもの」が約84.6%となっています。

一時金交付の請求理由としては、「被後見人等の生活費・学費」が最も多くなっています。

(※1)「後見制度支援信託」は、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みであり、平成24年2月1日に導入された。後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となる。なお、後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。

(※2)「後見制度支援預貯金」は、預貯金の払戻し等に家庭裁判所が発行する指示書を必要とする金融商品であり、後見制度支援信託に並立・代替する仕組みとして導入された。なお、後見制度支援預貯金の対象となるのは、後見制度支援信託と同じく、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない(未成年後見がその対象となるか否か、指示書を必要とする取引の内容等は各金融機関の商品内容によって異なる。)。

最高裁判所 後見制度支援信託等の利用状況等について
https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/sintakugaikyou/index.html

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して子どもの学習・生活支援事業を実施するためのガイドラインについて」の公表（令和2年6月11日）

令和2年6月11日、厚生労働省は、「新しい生活様式」の定着等を前提とした一定の移行期間における新型コロナウイルス感染症全般の対応を踏まえた「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して子どもの学習・生活支援事業を実施するためのガイドラインについて」を公表しました。

このガイドラインは、「1. 基本的な考え方」、「2. 対面で子どもの学習・生活支援事業を実施するための留意事項」、「3. 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の留意事項」、「4. 市町村における留意事項」で構成され、子どもの学習・生活支援事業を実施する上での留意事項等が示されています。

通いの場や認知症カフェ等の取組の留意事項については、令和2年5月29日に厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について」を公表しています。

また、厚生労働省は、通いの場を開催する運営者・リーダー向けにリーフレット「通いの場を開催するための留意点」、通いの場への参加者向けにリーフレット「通いの場に参加するための留意点」を作成しています。

さらに、地域の通いの場等の再起動・つなぎ直しに向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、介護予防・見守り等の必要な取組を紹介した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」を公表しています。

この取組例では、気分の落ち込みや意欲の低下、生活機能の低下や認知機能の低下等がみられる高齢者等を早期に把握する取組やテレビ電話を活用して、自宅にいる高齢者に声かけ・体操等を実施する取組等が示されています。

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して子どもの学習・生活支援事業を実施するためのガイドラインについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639309.pdf>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000635674.pdf>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000635666.pdf>

厚生労働省 【運営者・リーダー向けリーフレット】通いの場を開催するための留意点
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636964.pdf>

厚生労働省 【参加者向けリーフレット】通いの場に参加するための留意点
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636966.pdf>

全社協からのお知らせ

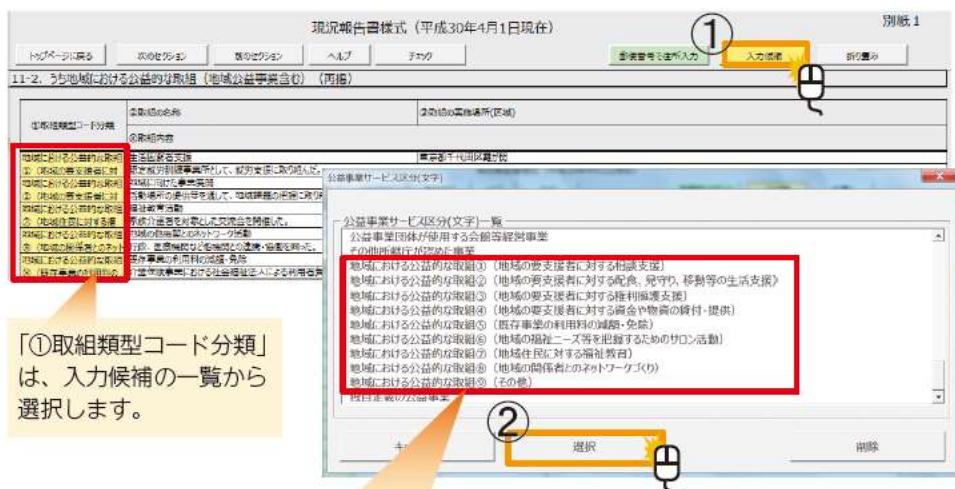
【再依頼】現況報告書に「地域における公益的な取組」の漏れのない記載をお願いします

すべての社会福祉法人は、毎年6月末までに現況報告書等を所轄庁に提出しなければなりません(※)。

現況報告書等は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(独立行政法人福祉医療機構が運用)を使用して提出され、このシステム上で、すべての社会福祉法人の現況報告書等が公表されます。

現況報告書には、「地域における公益的な取組」を記載する欄があります。各社協としての取組内容を広く発信するために、地域生活課題に積極的に向き合い、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立に寄与していることを意識的に記載することが求められます。

現況報告書に記載がなければ、地域ニーズに応じたさまざまな取り組みを実施していても、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していない社協として見られかねません。改めて各社協での取組内容を確認いただき、広く国民にアピールする観点から、意識的に取組内容を記載するようにしてください。



「①取組類型コード分類」
は、入力候補の一覧から
選択します。

〈取組類型コード分類〉

- 「地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)」
- 「地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)」
- 「地域における公益的な取組③(地域の要支援者に対する権利擁護支援)」
- 「地域における公益的な取組④(地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供)」
- 「地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)」
- 「地域における公益的な取組⑥(地域の福祉二ーズ等を把握するためのサロン活動)」
- 「地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)」
- 「地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)」
- 「地域における公益的な取組⑨(その他)」

(※) 今般の新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、令和2年4月14日付の厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その2)」では、現況報告書を含め社会福祉法人が作成しなければならない書類については、職員の出勤抑制等により、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」には、支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとされています。

なお、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」の「支障」については、令和2年4月27日付で発出された同事務連絡に関するQ&Aにおいて、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から、法人において執った措置であればよく、個別具体的な要件を設定しているものではありません。また、同事務連絡の適用にあたっては、所轄庁への事前協議等の手続きは必須とされていません。

情報提供・ご案内

公益財団法人糸賀一雄記念財団「第22回糸賀一雄記念賞」「第6回糸賀一雄記念未来賞」募集のご案内（締切：令和2年7月31日）

公益財団法人糸賀一雄記念財団では、故糸賀一雄氏の思想や取り組みを新しい目で見直し、人材の発掘や育成をより進めるために、「障害福祉に関する取り組み」のみならず「障害者などの生きづらさがある人に関する取り組み」等、障害福祉の分野にとどまらず顕著な活躍をされている個人・団体に「糸賀一雄記念賞」を授与しています。

また、「糸賀一雄記念未来賞」については、「福祉、教育、医療、労働、経済、文化、スポーツなどの分野における障害者または障害者と同様に社会的障壁による生きづらさを抱えた人に関する先進的な取り組み」に対して授与しています。

このたび、「第22回糸賀一雄記念賞」「第6回糸賀一雄記念未来賞」の募集が開始されましたので、ご案内します。

◎「第22回糸賀一雄記念賞」の募集概要

【趣旨】障害者の基本的人権の尊重を基本に、生涯を通じて障害者福祉の向上に取り組まれた故糸賀一雄氏の心を受け継ぎ、障害者やその家族が安心して生活できる福祉社会の実現に寄与することを目的として、障害者福祉などの分野で顕著な活躍をされている個人および団体（法人、任意団体を問わない）に対して「糸賀一雄記念賞」を授与するもの。

【対象者】日本において、障害者などの「生きづらさ」がある人に対する実践活動に長く取り組み、その活動が高く評価され、一層の活躍が期待される個人および団体（法人、任意団体を問わない）。

【募集期間】令和2年6月3日（水）から令和2年7月31日（金）必着

【応募方法】<http://www.itogazaidan.jp/kinen/bosyu/index.htm> より「糸賀一雄記念賞候補者調書」「糸賀一雄記念賞推薦書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の応募先まで送付（郵送、FAX、電子メール可）。

（応募先）公益財団法人 糸賀一雄記念財団

〒525-0072 滋賀県草津市笠山七丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
TEL:077-567-1707 FAX:077-567-1708 E-mail:itoga@itogazaidan.jp

【過去の受賞者】

第21回糸賀一雄記念賞

清水 明彦 氏（[西宮市社会福祉協議会](#) 常務理事）

◎「第6回糸賀一雄記念未来賞」の募集概要

【趣旨】障害者の基本的人権の尊重を基本に、生涯を通じて障害者福祉の向上に取り組まれた故糸賀一雄氏の心を受け継ぎ、障害者やその家族が安心して生活できる福祉社会の実現に寄与することを目的として、福祉、教育、医療、労働、経済、文化、スポーツなどの分野における障害者または障害者と同様に社会的障壁による「生きづらさ」がある人に関する取組が先進的であり、今後の一層の活躍が期待される個人および団体（法人、任意団体を問わない）に対して「糸賀一雄記念未来賞」を授与するもの。

【対象者】国内で活動し、福祉、教育、医療、労働、経済、文化、スポーツなどの分野における障害者または障害者と同様に社会的障壁による「生きづらさ」がある人に関する取り組みが先進的であり、今後一層の活躍が期待される個人および団体（法人、任意団体を問わない）。

【募集期間】令和2年6月3日（水）から令和2年7月31日（金）必着

【応募方法】<http://www.itogazaidan.jp/kinen/bosyu/index.htm> より「糸賀一雄記念未来賞候補者調書」「糸賀一雄記念未来賞推薦書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の応募先まで送付（郵送、FAX、電子メール可）。

（応募先）公益財団法人 糸賀一雄記念財団

〒525-0072 滋賀県草津市笠山七丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
TEL:077-567-1707 FAX:077-567-1708 E-mail:itoga@itogazaidan.jp

糸賀一雄記念財団 「第22回糸賀一雄記念賞」「第6回糸賀一雄記念未来賞」

<http://www.itogazaidan.jp/kinen/bosyu/index.htm>